

生駒市条例第 29 号

生駒市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例等の一部を改正する条例

(生駒市税条例の一部改正)

第 1 条 生駒市税条例（昭和 50 年 12 月生駒市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 47 条第 2 項第 1 号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第 63 条中「又は第 12 号の固定資産」を「若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第 66 条中「又は第 12 号」を「、第 12 号又は第 16 号」に改める。

第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第 15 項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附則第 12 条の 2 第 4 項中「附則第 15 条第 2 項第 6 号」を「附則第 15 条

第2項第7号」に改め、同条第12項を同条第19項とし、同条第11項を同条第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第12条の2中第10項を第16項とし、第9項を第15項とし、第8項を第9項とし、同項の次に次の5項を加える。

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第12条の2中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第12条の3第9項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(生駒市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 生駒市税条例の一部を改正する条例(平成27年12月生駒市条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第3項の表第106条第1項の項中「第34号の2様式」を「施

行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第106条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第106条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第106条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項の表第108条の2の項中「第108条の2」を「第108条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表第108条の2の項の項中「第108条の2」を「第108条の2第1項」に改め、同条第12項の表中

|                 |          |  |   |
|-----------------|----------|--|---|
| 第7項の表第108条の2の項  | 附則第6条第5項 |  | を |
| 第7項の表第109条第2項の項 | 附則第6条第6項 |  |   |

|                   |          |                        |   |
|-------------------|----------|------------------------|---|
| 第7項の表第108条の2第1項の項 | 附則第6条第5項 | 附則第6条第12項において準用する同条第5項 | に |
| 第7項の表第109条第2項の項   | 附則第6条第6項 | 附則第6条第12項において準用する同条第6項 |   |

改め、同条第14項の表第7項の表第108条の2の項の項中「第108条の2」を「第108条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の生駒市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年

度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第12条の2第7項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第12条の2第10項の規定は、施行日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第12条の2第11項の規定は、施行日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第12条の2第12項の規定は、施行日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第12条の2第13項の規定は、施行日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第12条の2第14項の規定は、施行日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第12条の2第18項の規定は、施行日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成2

9年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 9 新条例附則第12条の3第9項第5号の規定は、施行日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。